工事費内訳書の不備等により入札を無効とする場合について

平成27年4月1日から、すべての公共工事の入札において、入札の際に、入札 金額の内訳書の提出が必要となります。

提出された内訳書が下記の事項に該当する場合には、合志市競争契約入札心得 第8条第1項第10号に規定する「前各号に掲げるもののほか、入札に関する条 件に違反した入札」に該当するものとして、原則として、当該入札を無効としま す。

記

- 1 未提出又は未提出と同等と認められる場合
- (1) 内訳書の全部又は内訳書の一部が提出されない場合
- (2) 内訳書とは無関係な書類である場合
- (3) 他の工事の内訳書が提出された場合
- (4) 内訳書として提出された書類が白紙の場合
- (5) 内訳書に提出者の記名が欠けている場合(※押印は省略可とする)
- (6) 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合
- (7) 他の入札参加者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合。
- 2 記載すべき事項が欠けている場合
- (1) 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
- (2)入札明細書等に明示した項目を満たしていない場合
- 3 他の工事の内訳書等添付すべきではない書類が添付されていた場合
- 4 記載事項に誤りがある場合
- (1)発注者名に誤りがある場合
- (2) 工事名に誤りがある場合
- (3) 提出者名に誤りがある場合
- (4) 内訳書の合計金額が入札書に記載されていた入札金額に対応していない 場合
- 5 その他未提出又は不備等がある場合